

建築物エネルギー消費性能等計画の認定手数料（江南市受理物件）

（R4.12.23更新）

●建築物エネルギー消費性能向上計画認定

建築物の種類			登録住宅性能評価機関の技術的審査を経る場合	
			認定申請	変更認定申請
一戸建て住宅			5,200円	3,200円
共同住宅等	住戸のみに係るもの	1戸		3,200円
		2～5戸		6,200円
		6～10戸		10,500円
		11戸～		17,500円
	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1戸	5,200円※1	3,200円※2
		2～5戸	10,300円※1	6,200円※2
		6～10戸	17,500円※1	10,500円※2
		11戸～	29,100円※1	17,500円※2
	建築物全体及び住戸に係るもの	1戸		3,200円※2
		2～5戸		6,200円※2
		6～10戸		10,500円※2
		11戸～		17,500円※2
	複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	10,300円	6,200円
		非住宅部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの	17,900円	10,700円
	その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	10,300円	6,200円
		建築物の延べ面積が300㎡を超えるもの	17,900円	10,700円

※1（1）共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。

ア 300㎡以内の場合 10,300円

イ 300㎡を超える場合 17,900円

（2）非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての（1）ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

（1）ア及びイに定める額を加算する（複合建築物の住宅部分に係るものを除く。）。

※2（1）共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。

ア 300㎡以内の場合 6,200円

イ 300㎡を超える場合 10,700円

（2）非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての（1）ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

（1）ア及びイに定める額を加算する（複合建築物の住宅部分に係るものを除く。）。

建築物エネルギー消費性能等計画の認定手数料（江南市受理物件）

（R4.12.23更新）

●建築物エネルギー消費性能向上計画認定

建築物の種類			その他の場合		
			認定申請	変更認定申請	
一戸建て住宅			37,100円	19,200円	
共同住宅等	住戸のみに係るもの	1戸		19,200円	
		2～5戸		38,500円	
		6～10戸		54,500円	
		11戸～		77,100円	
	建築物全体又は 複合建築物の住宅部分に係るもの	1戸	37,100円※3	19,200円※4	
		2～5戸	74,900円※3	38,500円※4	
		6～10戸	105,400円※3	54,500円※4	
		11戸～	148,300円※3	77,100円※4	
	建築物全体及び住戸に係るもの	1戸		19,200円※4	
		2～5戸		38,500円※4	
		6～10戸		54,500円※4	
		11戸～		77,100円※4	
	複合建築物の 非住宅部分に 係るもの	非住宅部分の全部が建築物 省エネ法基準省令第10条 第1号イ(2)及びロ(2)に 定める基準に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が 300㎡以内のもの	95,000円	48,600円
			非住宅部分の床面積の合計が 300㎡を超えるもの	121,000円	62,300円
		その他のもの	非住宅部分の床面積の合計が 300㎡以内のもの	248,400円	125,200円
			非住宅部分の床面積の合計が 300㎡を超えるもの	311,200円	157,400円
その他の 建築物	建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1 号ロ及び第8条第1号イ(2)に定める基準 に係るもの	建築物の延べ面積が 300㎡以内のもの	95,000円	48,600円	
		建築物の延べ面積が 300㎡を超えるもの	121,000円	62,300円	
	その他のもの	建築物の延べ面積が 300㎡以内のもの	248,400円	125,200円	
		建築物の延べ面積が 300㎡を超えるもの	311,200円	157,400円	

※3 (1) 共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。

ア 300㎡以内の場合 118,500円

イ 300㎡を超える場合 149,700円

(2) 非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する（複合建築物の住宅部分に係るものを除く。）。

ア 300㎡以内の場合 95,000円

イ 300㎡を超える場合 121,000円

(3) 非住宅部分がある場合（(2)に規定する場合を除く。）には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分

に応じ、それぞれ次に定める額を加算する（複合建築物の住宅部分に係るものを除く。）。

ア 300㎡以内の場合 248,400円

イ 300㎡を超える場合 311,200円

※4 (1) 共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。

ア 300㎡以内の場合 60,300円

イ 300㎡を超える場合 76,600円

(2) 非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する（複合建築物の住宅部分に係るものを除く。）。

ア 300㎡以内の場合 48,600円

イ 300㎡を超える場合 62,300円

(3) 非住宅部分がある場合（(2)に規定する場合を除く。）には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する（複合建築物の住宅部分に係るものを除く。）。

ア 300㎡以内の場合 125,200円

イ 300㎡を超える場合 157,400円